

第1号議案

平成31年度（令和元年度）に実施した事業概要

概況

平成31年度の遠洋トロール漁業等を取り巻く環境は、世界的な海況の変化に伴い海洋水産資源にも大きな影響が及び、漁獲が大きく減少し漁業経営が非常に厳しい年であった。また、当協会の主力漁場である天皇海山において、漁業から撤退する会員が脱退するなど、当協会を取り巻く環境は過去に例を見ない非常に厳しい状況となった。

このような厳しい状況にあっても、南極海域で操業している遠洋底延縄漁船の代船建造が行われた。新船は海峡・気象の厳しい南極海域での安定した操業が確保されるよう、この漁船の規模では日本で初めてのアイスクラスの漁船であり、今後の安定した操業の維持拡大が図られることが期待される。

また、国内では、平成29年の新たな水産基本計画の策定、平成30年度末に成立した70年振りとなる漁業法の改正によって、人・船・資源の構造改革を進め、水産業の成長産業化と水産日本の復活を目指す水産改革元年の年であった。しかしながら、近年の我が国の漁業政策の中心は沿岸・沖合漁業であり、遠洋漁業については焦点が当てられて来なかったと言わざるを得ない。そのような状況下で、我が国漁船漁業の発展に果たす遠洋漁業の役割、必要性や重要性の再認識を政府等に働きかけを行った結果、自由民主党水産総合調査会に遠洋漁業の存続維持発展に関する遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋漁業PT）が立ち上げられた。当協会からも、この遠洋漁業PTに対し、遠洋漁業の将来を見据え様々な提言を行った。

既に、水産生物資源や海洋環境も世界的な規模で大きく変わりつつある。特にイカは、世界的に未曾有の大不漁に見舞われた。遠洋トロール漁船等の主たる漁場である天皇海山においても、例年になく漁海況の変化によりキンメダイ、クサカリツボダイ資源に回復の兆しが見られず、引き続き関係漁業者の経営にとっては厳しい状況が続き、当協会会員の稚内海洋株式会社が漁業から撤退することになった。

一方、NAFO（北大西洋漁業機関）水域操業は、主対象魚種のカラスガレイや赤魚の漁獲は順調に推移した。また、SIOFA（南インド洋漁業委員会）水域においても一定の操業継続の目途が立った。一方、我が国の市場では、過去に例を見ないほど全ての魚種の市場価格が下落し、その影響を受けて国内に搬入

した赤魚の魚価が大きく下がり厳しい漁業経営となった。他方、燃油の価格は、昨年と比べ比較的安定した。

当協会は、遠洋トロール漁業等の存続と再生に不可欠な魅力ある漁場の確保維持、開発を第一の中心事業として実施した。公海漁場規制が強まる中で遠洋トロール漁船等の安定的な操業維持のためには、利用可能な複数の漁場を組み合わせることが必要不可欠である。即ち、公海だけではなく、諸外国の 200 海里水域での操業の機会を再確保し、利用を検討することが必要である。このため当協会は、遠洋漁業対策として沿岸国の諸制度を活用した入漁の実現が図られるような制度的工夫（船籍サスペンド制度など）及び外地から直接海外へ漁獲物が輸出できるよう漁船の衛生登録や漁獲物の衛生証明書の発行促進に関して、水産庁や与党の水産部会などへ提言、要請を行った。

海外から直接他国に輸出する漁獲物については、水産庁による漁獲物の衛生証明書発行には一定の目途が立った。しかし、現在も中国やナミビアなど関係国と協議中であり、残念ながら未だ課題の解決には至っていない。

また、遠洋トロール漁業等は、公海漁場等における我が国の水産物の生産手段として重要な役割と使命を担っている。当協会は、漁船漁業再構築のため国内の各種委員会などに積極的に参加し、遠洋トロール漁業等の存続と再生に必要な制度改正や規制緩和について、関係団体と歩調を合わせ国会議員や関係省庁等への働きかけを行った。

加えて、当協会会員の操業対象水域である NPFC（天皇海山）、NAFO、CCAMLR、SEAFO、SIOFA 水域を管理する関係国際機関の会議等へ当該水域での操業の維持確保のため当協会から担当者を派遣し、官民協力して漁場・操業機会の確保に努めた。

また、水産資源以外の生物種の保護やその生息環境の保護を求める環境保護活動は特に海外で年々強まっている。当協会は、（一社）大日本水産会と共に ICFA（国際水産団体連合会）や FAO（国連食糧農業機関）に対し、水産資源の利用確保手段としてのトロール漁業など、漁船漁業の活動の必要性を訴え理解を求めた。

I. 国際対策事業

平成 31 年度（令和元年度、2019 年度）も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に代表を派遣し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、遠洋漁業の経営環境の改善と遠洋トロール漁業、底はえ縄漁業、

カニカゴ漁業、底刺し網漁業の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

1. 北方水域関係

(1) NPFC（北太平洋漁業委員会）

①本条約は 2015 年 7 月に正式に発効し、現在の加盟国および地域は、日本、カナダ、ロシア、中国、韓国、台湾、米国、バヌアツである。

2019 年 4 月、VME 科学小委員会、底魚科学小委員会、第 3 回科学委員会が韓国・済州島で開催され、8 月には東京で第 5 回本会合が開催された。

天皇海山でのクサカリツボダイの漁獲は、2012 年の豊漁を最後に極端な不漁が続いている。2018 年に米国が提案したクサカリツボダイとキンメダイのモラトリウムを回避し、日本が提案したクサカリツボダイの「順応的管理」がスタートしている。3 月から 6 月にはクサカリツボダイの卓越を検出するためのモニタリング調査が計 16 回実施された。キンメダイの資源管理は、コッドエンドの最小内径を 130mm とする措置などを実施中である。

②天皇海山における 2019 年（暦年）の操業は、主対象魚種であるクサカリツボダイは 361 トン、キンメダイ 1,695 トン、全体で 3,624 トンと、2012 年の豊漁から 7 年連続で水揚げ量が低迷した。天皇海山における資源管理措置の効果が待たれる結果となっている。また、長らく天皇海山で活躍した稚内海洋所属の第三十八海洋丸、第五大林丸が 2019 年漁期をもって撤退した。

(2) ベーリング公海条約

2019 年 10 月 25 日から 11 月 19 日まで第 23 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。同海域では 1993 年からモラトリウムが継続されている。日本はサケの調査におけるスケソウダラの混獲情報などを提供したが、今回も、漁獲可能水準 (AHL) はゼロとされ、2020 年も引き続きモラトリウムを継続することになった。ポーランドは EU がメンバーとして参加できるようにする条約改正を求めたが、各国とも明確な対応を示さず先送りとなった。

2. 南方水域関係

(1) NAFO（北西大西洋漁業機関）

2018 年漁期から適用された新しいカラスガレイの資源管理戦略評価 (MSE) の下で漁獲可能量が採択され、2019 年漁期の日本の漁獲枠は、2018 年に比べカラスガレイは 2 トン増の 1,255 トンとなり、アカウオは 550 トンなどとなった。2019 年に当協会会員の大洋エーアンドエフ（株）が加藤漁業（株）から操業を引継いだ第六十八福吉丸の操業の安定化を図るため、引き続きカナダとの間で協力事業を実施し、2019 年はカナダとの間でカラスガレイ 150 トンを移

譲し、赤魚 555 トン、マコガレイ (yellowtail flounder) 450 トンを譲り受けることとなった。事業引継ぎには困難を伴ったが、総漁獲量はカラスガレイを中心に 2,789 トンで、操業は比較的順調に推移した。

(2) CCAMLR (南極生物保存条約)

日本のメロ対象の底はえ縄漁船 1 隻が操業中であり、2019 年 10 月～11 月に開催された年次会合で日本の調査操業および開発漁業提案について議論が行われた。新たに設定された資源評価および漁獲可能量の算出方法によって、2019/2020 年 CCAMLR 漁期は日本に関係する海域のメロ漁獲可能量は前年より 12 トン増の合計 4,453 トンとなった。

(3) ニュージーランド水域

2016 年 5 月に NZ 政府が EEZ 内での操業漁船の NZ 籍化を義務付ける法律を施行したことにより、トロール船 1 隻が NZ に転籍を行い操業の継続を図っているが、国交省の協力を得て日本人乗組員の確保等当該船の運航に関する支援を引き続き行った。

(4) SEAFO (南東大西洋漁業管理機関)

2018 年にナミビア・スワコプムントで開催された第 15 回 SEAFO 年次会議において 2019 年、2020 年の 2 年間の漁獲可能量が定められ、各年メロが 275 トン (前期比 9 トン増)、マルズワイガニが 371 トン (前期比 9 トン減) となった。前年基本合意された今後物理的な年次会合を 2 年に 1 回の開催とすることについては、具体的方法などについて合意が得られず、継続検討となった。また、2019 年の我が国の開発漁業計画が承認された。

(5) SIOFA(南インド洋漁業委員会)及び SIODFA(南インド洋深海漁業協会)

南インド洋漁業条約 (SIOFA : 2012 年 6 月発効) の第 5 回年次会合 (2018 年 6 月、タイのプーケットで開催) では、従来より SIODFA の自主的規制として日本も遵守してきた底生生物保護区域 (BPA) の内の 5 区域が正式に延縄、籠漁業を除く底魚漁業禁止区域となり、延縄、籠漁業は当該禁止海域で操業する場合はオブザーバー乗船が義務付けられた。また、条約水域への出入域 24 時間前の通報義務、オブザーバーデータ提出の義務化が決まり、漁船からのプラスチックの洋上投棄が禁止され、2019 年から適用された。また、2019 年のモーリシャスで開催された第 6 回年次会議では多くの時間を費やして議論された洋上臨検措置や海鳥混獲回避措置、Del Cano Rise 及び Williams Ridge のメロ延縄操業規制の導入が合意され、併せて今後 1 年間引き続き底刺し網を使用しないことが勧告された。2019 年には台湾、中国が加盟した。同海域では、当会会員の大洋エーアンドエフ (株) が加藤漁業 (株) から継承した第五十八富丸が操業した。

3. その他遠洋底魚漁業や漁場開発等のための取組

ICFA（国際水産連合）

遠洋トロール漁業等の操業に支障が生じないように、反漁業活動の阻止を行うために関係団体と連携して2019年12月国際水産連合（ICFA）総会へ参加し、諸外国の漁業団体及びFAO（国連食糧農業機関）との協力を行った。

II. その他関係事業

(1) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の会員団体として他業界と共同歩調をとってTPP、EPA、WTO等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(2) 漁船マルシップ制度

昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑な遂行を図った。また、漁業法の改正ともない漁業許可種類が整理されたことにあわせて、引き続きマルシップ制度が利用可能となるよう、全日本海員組合、各漁業団体、水産庁、国土交通省などに働きかけを行った。

(3) エコラベルへの取り組み

（一社）大日本水産会を事務局として新たな法人として立ち上げられた「（一社）マリン・エコ・ラベル・ジャパン協議会（MEL ジャパン）」について積極的な関与・協力を行った。

(4) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして漁業者と国とで基金を作り、燃油の基準価格を超えた場合に超過部分について補填する事業について、円滑な手続きの実施に努めた。2019年度の補てん発動はなかった。

(5) 資源管理計画・漁業所得補償対策

資源管理計画を策定・実施することを条件に漁業者の収入が減少した場合、国と漁業者が拠出した積立金によって補てんする「積立ぷらす」に加入している漁船に対し、指導・支援を行った。また、新たに積立ぷらす加入を目指す会員企業のため、資源管理計画の対象となる漁業種類、漁獲対象種を増やすべく、水産庁と調整を行った。さらに、昨今の漁業全体の不漁に対して財務省が、遠洋・沖合漁業を中心に積立ぷらすの制度を変更し、補償比率を引き下げるべきとの主張をしたことに対し、大日本水産会など他の中央漁業団体と協調して反対した。

(6) 輸入割当管理

当協会会員等の貿易事業の円滑な実施のため適切に輸入割当を管理し、必要な負担金の徴収を通じて協会の健全な運営を図った。

(7) 海務・労務特別委員会関係

漁船の運航に係わる制度等を検討する（一社）大日本水産会・海務労務専門委員会と協力し、IMO（国際海事機関）関係の SOLAS 条約、MARPOL 条約、ケープタウン条約、STCW-F の発効、ポーラーコードの策定過程に関する情報収集を行った。条約策定過程や国内法制度化に際して業界の意見を反映させた。

(8) 自由民主党 水産総合調査会 遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム

当協会から遠洋漁業の存続の必要性を各方面に訴えた結果、2019 年 11 月、自由民主党政務調査会に井林辰憲衆議院議員を座長とする遠洋漁業振興検討プロジェクトチーム（遠洋漁業 PT）が立ち上げられた。

当協会からは、当協会関係の遠洋漁業の現状と国際環境等について広く政治家等の関係者に説明するとともに、遠洋漁船維持の手段として裸用船による外国籍への円滑な転籍が可能となる船籍登録の一時停止制度（船籍サスペンド制度）の導入、遠洋漁船の海外からの輸出に対する漁獲物の衛生証明書の発行、やむを得ず他国に転籍を余儀なくされた日本企業が所有する漁船の代船建造への融資、南極におけるオキアミ利用権益の確保、地域漁業管理機関に関する科学者の手厚い対応などを求めた。今後、当協会の要望については、遠洋漁業 PT を通じて検討されることとなっている。

(9) その他

上記遠洋漁業 PT での対策のほか、遠洋漁業の維持発展に向けて各方面に働きかけ、当協会員に対しては、関係省庁・関係団体等の関連情報の提供をメールや書類等で行い、本会会務の円滑な運営を図った。